



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（生活安全安心課） 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 2
- 基本測量の実施の終了の通知・2 件（道路管理課） 2
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 2

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（こども家庭課） 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・4 件（中小企業支援課） 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 4

公安委員会事項

- 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則 4
- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 10

告 示

沖縄県告示第229号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 8 年 5 月 29 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
今帰仁村	令和 8 年 7 月 1 日（水曜日） 午前 11 時から午後 3 時まで	今帰仁村コミュニティーセンター
国頭村	令和 8 年 7 月 3 日（金曜日） 午前 10 時から午後 3 時まで	国頭村役場
伊是名村	令和 8 年 7 月 13 日（月曜日） 午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	伊是名村産業支援センター
伊平屋村	令和 8 年 7 月 15 日（水曜日） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	伊平屋村離島振興総合センター
大宜味村	令和 8 年 7 月 24 日（金曜日） 午前 10 時から午後 3 時まで	大宜味村農村環境改善センター

注意 検査時間のうち、午後零時から午後 1 時までの間については、検査を行わない。

検査の最終受付時刻は、終了時刻の 30 分前とする。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

沖縄県告示第230号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和8年5月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古島市平良字久貝赤浜322番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第231号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和8年5月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施した地域 東村
- 2 基本測量を実施した期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（地磁気測量）

沖縄県告示第232号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和8年5月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施した地域 那覇市
- 2 基本測量を実施した期間 令和8年3月9日から同月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（重力測量）

沖縄県告示第233号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年5月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大城(2)	南城市大里字大城のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
前川	南城市玉城字前川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
富里(2)	南城市玉城字富里及び玉城字中山のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り

玉城(2)	南城市玉城字玉城及び玉城字百名のうち、次の図に示す区域 （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所 及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
-------	---	-----

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和8年5月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県児童相談情報管理システム導入業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県子ども未来部子ども家庭課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和8年3月6日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 KKS_SDCNS共同企業体 代表者 株式会社国建システム 那覇市久茂地1丁目2番地20号OTV国和プラザ8階
- 5 契約金額 55,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテうるま店 うるま市字塩屋浜原502番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 代表取締役 笹田賢一
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和8年5月29日から同年6月29日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテ宜野湾店 宜野湾市大山七丁目1400番地74及び1400番地75
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 代表取締役 笹田賢一
- 3 法第8条第1項の規定による宜野湾市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和8年5月29日から同年6月29日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドン・キホーテ国際通り店 那覇市松尾2丁目8番19号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本アセットマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 平田一馬
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和8年5月29日から同年6月29日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテ豊見城店 豊見城市字翁長854番地3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号 代表取締役 森屋秀樹
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和8年5月29日から同年6月29日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年5月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年10月3日 沖縄県指令土第654号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平宇底堂原683番3ほか23筆及び682番3ほか6筆のそれぞれの一部並びに684番2ほか3筆の地先
- 3 公共施設 道路
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字津嘉山492番地3 株式会社セレクト産業 代表取締役 中村有滋
- 5 検査済証番号 令和8年5月15日 第5054号
- 6 工事完了年月日 令和8年2月28日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第7号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則を次のように定める。

令和8年5月29日

沖縄県公安委員会

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「法」という。）及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和8年国家公安委員会規則第8号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出番号等の通知)

第2条 法第4条の規定による通知は、届出番号等通知書（様式第1号）の交付、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）の送信その他の方法により行うものとする。

(指示)

第3条 法第11条の規定による指示は、指示書（様式第2号）により行うものとする。

(営業停止命令)

第4条 法第12条の規定による営業停止命令は、営業停止命令書（様式第3号）により行うものとする。

(他の都道府県公安委員会への通報)

第5条 沖縄県公安委員会は、特定金属くず買受業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者がその営み、又は従事する特定金属くず買受業に関し、法若しくは法に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合には、通報書（様式第4号）により、当該特定金属くず買受業を営む者の営業所の所在地を管轄する公安委員会に通報しなければならない。

(報告等の求め)

第6条 法第13条第1項の規定による報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書（様式第5号）により行うものとする。

(警察本部長への委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、法及び施行規則の施行に関し必要な細目は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日			
届出番号等通知書			
殿			
沖縄県公安委員会			
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第4条の規定により、届出番号等を次のとおり通知する。			
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">届 出 番 号 等</td> <td style="padding: 5px;">第</td> <td style="padding: 5px;">号</td> </tr> </table>	届 出 番 号 等	第	号
届 出 番 号 等	第	号	
(留意事項)			
1 特定金属くず買受業の届出をした者（以下「買受業者」という。）は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、その氏名又は名称、届出をした公安委員会の名称及び届出番号等（以下「氏名等」という。）を表示しなければなりません。			
2 氏名等の表示は、表示に用いる文字を明瞭に判読できる大きさ及び書体とする必要があります。			
3 氏名等は、常時使用する従業員の数が5人以下である場合又は買受業者が管理するウェブサイト有していない場合を除き、買受業者のウェブサイトへ掲載しなければなりません。			

様式第2号（第3条関係）

--

沖縄県公安委員会達 () 第 号
年 月 日

指示書

住所

名称又は氏名 殿
(法人にあつては、
代表者の氏名)

沖縄県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第11条の規定により、次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	

(教示事項)

- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第4条関係）

沖縄県公安委員会達 () 第 号
年 月 日

営業停止命令書

住所

名 称 又 は 氏 名 殿
 (法人にあつては、
 代表者の氏名)

沖縄県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第12条の規定により、次のとおり特定金属くず買受業の停止を命ずる。

停 止 の 範 囲	
営業の停止期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
処 分 の 理 由	

(教示事項)

- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができません（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第5条関係）

公安委員会 殿	沖公委 () 第 号 年 月 日 沖縄県公安委員会 (公印省略)
通報書	
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第11条又は第12条の規定による指示又は命令の対	

象となる事案について、次のとおり通報する。

1 法第3条第1項及び施行規則第1条第4項に掲げる事項	(1) 氏名又は名称 (2) 住所 (3) 営業所の所在地 (4) 特定金属くず買受業を営もうとする者が法人である場合には、その代表者の氏名 (5) 営業所の名称 (6) 営業所の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報 (7) 特定金属くずの保管場所の所在地
-----------------------------	--

2 届出年月日	年 月 日
3 届出番号等	
4 当該違反行為をした者に関する事項	
5 当該違反行為をした年月日	年 月 日
6 当該違反行為の内容	
7 添付書類の目録	

8 通報元担当者	警察本部 課 警電 職名 氏名
9 通報を受けた者	上記のとおり通報を受けた。 年 月 日 階級 警察本部 課 氏名

様式第5号 (第6条関係)

沖縄県公安委員会達 () 第 号
 年 月 日

報告・資料提出要求書

住所

名称又は氏名 殿
 (法人にあつては、
 代表者の氏名)

沖縄県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第13条第1項の規定により、次のとおり報告又は資料の提出を求めます。

報告又は資料の提出を求めらるる事項	
理由	

(教示事項)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会(沖縄県警察本部警務部監察課経由)に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置(執行停止)を、審査庁(審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。)に対し申し立てることができます(執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。)
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対す

る裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

沖縄県公安委員会規則第8号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月29日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則(昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。第13条中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号)の規定による処分に関すること。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

<p style="text-align: center;">発 行 所</p> <p style="text-align: center;">沖 縄 県 総 務 部</p> <p style="text-align: center;">総務私学課</p> <p style="text-align: center;">電話番号 098-866-2074</p>	<p style="text-align: center;">印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社</p> <p style="text-align: center;">〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地</p>
---	--